

諏訪で使える 介護サービスの一覧

(もくじ) 介護生活の流れと 介護サービスの利用

- 要介護認定者出現率 70歳～6%、75歳～14%、80～28%、85歳～50%、90歳以上 75%
- 75歳以上後期高齢者の15%は一人暮らし、31%は夫婦二人、残りは子どもなどと暮らす

1. 介護について気軽に相談できる所 1頁

介護生活の初期 住み慣れた地域や自宅で暮らせます

2. 介護保険の在宅介護サービス 2頁
3. 在宅介護サービスを利用できる上限額 3頁
4. 市町村独自の在宅介護サービス 3頁

- 中期** 5. 介護困難なとき使うと楽になれる在宅介護サービス 6頁

要介護度が中重度になったとき (半数以上が認知症と云われています)

- A. 在宅介護サービスを使い、住み慣れた自宅で暮らし続ける
- B. 子どもと同居にして、在宅介護サービスを利用
- C. 介護入居施設に入る

6. 介護入居施設の種類 7頁
7. 諏訪広域にある施設一覧表と定員 特養、老健、介護療養型、GH 8頁
8. 有料老人ホームと介護対応高齢者賃貸住宅の施設一覧表(利用料) 4,5頁



1. 介護について気軽に相談できる所

介護は突然やってくる事が多く、重くなると本人も介護者も困難さが増します。介護について困ったとき、本人や家族だけで問題を抱え込まないことが大切なことです。現在は公的な相談窓口が沢山あり電話や窓口相談をすることが出来ます。介護とりわけ認知症の問題は多くの当事者にとって新しい経験です。専門家の意見を聞くことで解決の糸口が見えてきたり、複数の相談窓口で電話することで適切な対処方法が見つかることもあります。また、介護保険などの福祉サービスの利用について適切な助言を得ることが出来ます。

◆各市町村役場内にある高齢者福祉や介護保険の担当課、地域包括支援センターに相談

岡谷市 23-4811 茅野市 72-2101 富士見町 62-9133
 諏訪市 52-4141 下諏訪町 27-1111 原村 79-7703
 役所外に複数の支援センターを設けている市町村もあります

◆電話相談できる遠くの窓口

介護支え合い電話相談 月～金曜日 10時～午後3時 0120-070-608 フリーダイヤル(無料)
 社会福祉法人浴風会(東京一厚労省関係の助成団体)の研修を受けた登録市民ボランティア相談員が、全国の家族から寄せられる様々な介護の悩みの相談を受け、情報の提供や解決の方策を助言している事業。匿名で気軽に安心して何でも相談できます。

認知症コールセンター 県が平成21年に開設 026-226-7830

本人や家族が悩んでいることを、電話で何でも気軽に相談出来ます。

(民間) 認知症の人と家族の会 長野県支部(飯田市) 0265-29-7799

認知症の介護相談を受けています。同じ悩みを持つ仲間同士の交流会を実施。

2. 介護保険の在宅介護サービス

介護が必要になったとき、介護保険のサービスを利用して自宅で暮らすことができます。詳細は市町村役場の介護保険窓口にある無料の「よくわかる介護保険 サービス利用ガイドブック(36 頁)」をご覧ください、必携です。信毎出版部「長野県まるごと介護の本」(1,260 円)も大変参考になります。

A 訪問してくれ利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

多くの事業所がありサービスを提供しています。

ホームヘルパーが、家庭を訪問し日常生活の手助けを行うサービスです。★**身体介護**：食事や排泄・入浴の介護や更衣の介助など。★**生活援助**：炊事、洗濯、買物、掃除など。★**通院のための乗車又は降車の介護**(介護タクシー)。利用者負担は要介護1～5の場合、身体介護 30 分未満が 1 回約 254 円、生活援助 45 分以上が 1 回約 235 円。要支援 1, 2 の場合、月額 1220～3870 円（週 1 回～2 回以上）。

訪問入浴介護

家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴介護をします。

訪問リハビリ

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によりリハビリを行います。

訪問看護

看護師が訪問して、医師の指示により療養上の世話や診療の補助を行います。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士が訪問し、療養上の管理や指導を行ないます。

B 施設に通って利用するサービス

通所介護（デイサービス）

通所リハビリテーション(デイケア)

通所介護施設で入浴や食事の提供、レクリエーション、日常生活向上の為の支援を日帰りで行います。利用料は要介護 1～5 の場合、日額 700～1400 円＋日常生活費(日用品等)＋食費、要支援 1,2 の場合、月額 2000 円～4200 円＋日常生活費(日用品等)＋食費

認知症対応型通所介護

C 短期間 施設に入居して利用するサービス

6 頁参照

短期入所生活介護（ショートステイ）

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

特養や老健などの施設に短期間入所し、食事や入浴、排泄などの日常生活の支援や、機能訓練などを受けられます。介護者の病気や急用など緊急時のために諏訪広域では空室を確保しています。6 頁に詳しい説明があります。利用料は 8 頁参照。

D 1 つの事業所で 多機能のサービスを臨機に受けられるサービス

小規模多機能型居宅介護

6 頁参照

1 つの事業所で、日帰りの通所サービスを中心に訪問や泊まりの 3 種のサービスを必要に応じて臨機応変に受けることができます。登録制になっていて、利用料金は要介護度別に月単位の定額制です。6 頁に詳しい説明があります。利用料は 8 頁参照。

E 生活環境を整えるサービス

福祉用具貸与

特定福祉用具販売

住宅改修費支給

「ガイドブック」参照

F まだ未整備のため 諏訪では現在利用できないサービス

6 頁参照

夜間対応型 訪問介護

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護

複合型サービス

3. 在宅介護サービスを利用できる上限額

介護保険では健康保険などとは違い、利用できるサービス費用の上限額（支給限度額）が要介護状態区分によって右の表のように決まっています。また使えるサービスの種類も要介護状態区分によって決められています。この範囲内なら利用者の自己負担は利用額（支給額）の1割です。上限を越えて利用した場合には、越えた部分は全額自己負担になります。

所得の低い住民税非課税の世帯や生活保護受給者には減免制度で自己負担の上限額があります。申請すれば越えた部分が後から支給されますので、市町村役場の担当課などに相談して下さい。

要介護状態区分	支給限度額 月額、円
要支援1	49,700
要支援2	104,000
要介護1	165,800
要介護2	194,800
要介護3	267,500
要介護4	306,000
要介護5	358,300

4. 市町村独自の在宅介護サービス

介護保険ではゆき届かない部分を各市町村が独自に提供するサービスがあります。諏訪市の事例を紹介しますが他市町村にもほぼ同様のサービスがあります。

諏訪市の事例

詳細は諏訪市役所 [52-4141] 高齢者福祉課にお問い合わせを。

□ 諏訪市の相談や申請の窓口

☆ 市役所高齢者福祉課（地域包括支援センター） [52-4141]

日頃の困りごとや不安なことを、まず気軽に相談できる所です。介護保険や独自サービスの申請を含め、諸々の相談を窓口や電話で受け付けています。

☆ 在宅介護支援センター

在宅の高齢者とその家族に、介護の悩みや介護方法の相談を24時間対応で行っています。各種の福祉サービスの利用相談や申請手続きの代行も行ないます。

★「聖母在宅介護支援センター」[52-3512] ★在宅介護支援センター「かりんの里」[57-5533]

★在宅介護支援センター「湯の里」[57-1000] ★在宅介護支援センター「西山の里」[56-1000]

- 緊急通報システムの設置 ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯
- 徘徊高齢者位置情報検索システム 認知症高齢者等を介護する人
GPS（人工衛星による位置情報検索システム）への加入金や機器購入費を一部補助。
- ひとり暮らし高齢者安心コール（市社協扱い）（無料）
- 福祉電話の貸与 所得制限あり
- 車椅子の貸し出し（市社協扱い） 制限なし
- 日常生活用具の給付（所得税額の要件あり） ひとり暮らし高齢者
- めくもり配食サービス 住民税所得割非課税世帯などの所得制限あり
食事づくりが困難な高齢者や障害者の世帯に、昼食・夕食のどちらか1食を業者が配達し、あわせて安否確認を行います。補助があり1食の利用者負担は300円。
- 生活管理指導員派遣事業 地域包括支援センターの選定した健康づくり高齢者
- 閉じこもり予防事業 地域包括支援センターの選定した健康づくり高齢者
- 介護用品の購入援助 在宅の要介護4・5で住民税所得割非課税世帯
- 高齢者タクシー利用料金の助成 所得制限などあり
70歳以上のバス利用が極めて困難な方の通院対象で1回880円年間に24回まで。
- 寝たきり高齢者理美容サービス 寝たきり高齢者台帳登録者や在宅の要介護4・5
訪問理美容サービスの自宅への出張料を助成。1回1500円で年5回まで。
- 寝たきり高齢者等の住宅改良に対する補助 介護保険の認定者で所得制限あり
- 自立支援のための住宅改良に対する補助 介護保険の非該当者で所得制限あり
- 自宅改修に対するアドバイス（無料）

■ 在宅で介護をする人への支援サービス いくつもありますのでお問い合わせ下さい。